# サンフランシスコケーブルカー譲渡　募集要項（公募型企画競争方式）

## １　案件名称

サンフランシスコケーブルカー譲渡

## ２　業務内容に関する事項

### （１）事業目的と概要

大阪市（以下「本市」という。）は、昭和34年９月18日にサンフランシスコ市からサンフランシスコケーブルカー（以下「本物件」という。）の無償譲渡を受け（当初は永久貸与、昭和51年１月28日に本市へ所有権移転）、昭和38年６月９日から現在に至るまで、市内で展示の用に供しているところである。

しかし、本物件は長年の展示の中で老朽化が進んでいるため、有識者による多面的な評価を経て取扱いを検討した結果、本物件は「歴史的車両としての希少性」、「交流記念物としての史料性」及び「展示物としてのデザイン性」の観点から一定の価値を有するものの、その価値には「現物でなければ継承できないもの」と「現物でなくとも継承できるもの」の両方が含まれていると考えられ、現物でなければ継承できない価値の態様とそれに伴う予算・資金面の制約及び技術的・工学的な制約（修復技能者の存在・欠損部品の調達）とを総合的に考量すると、本物件の現物を本市として所有・展示し続けることはできないものの、第三者の所有物としての活用可能性を追求することとした。

以上のことから、本物件を譲受人が展示することにより、本物件の有する「歴史的車両としての希少性」、「交流記念物としての史料性」及び「展示物としてのデザイン性」における現物でなければ継承できない価値を未来へ継承していくことを目的として本物件の譲渡を実施する。

### （２）業務内容

具体的内容は、別紙１「サンフランシスコケーブルカー譲渡　仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

### （３）引取期限

令和10年１月31日

### （４）本物件の所在地

大阪市旭区大宮５丁目13番　学校法人常翔学園構内

### （５）必要経費

譲受人は、本件譲渡にあたり必要となる経費を全額負担するものとし、本市は、一切の費用を負担しない。

## ３　契約締結に関する事項

（１）締結方法

本市及び譲受人は、書面による契約書を締結する。契約書の内容は、本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や各種法令違反等により社会通念上譲受人として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）締結条項

別紙２「物品無償譲渡契約書」参照

（３）その他

契約締結後、引取期限までに譲受人が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## ４　参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　直近１カ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ　参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

エ　本物件の所在地で本市が開催する説明会に出席すること。

オ　２つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからウの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

（ア）構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

（イ）参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、吸収合併等については、この限りでない。

（ウ）代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

（エ）参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

（オ）単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

（カ）各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

（キ）代表者が上記エの条件を満たすこと。

## ５　スケジュール

- 公募開始　令和８年11月20日（金）
- 説明会申込期限　令和８年12月11日（金）
- 説明会　令和８年12月18日（金）
- 質問受付期限　令和９年１月６日（水）
- 質問に対する回答　令和９年１月15日（金）（予定）
- 参加申請関係書類の提出期限　令和９年１月22日（金）
- 参加資格審査結果通知　令和９年１月29日（金）（予定）
- 企画提案書類の提出期限　令和９年２月５日（金）
- プレゼンテーション審査　令和９年２月22日（月）（予定）
- 選定結果通知　令和９年３月上旬　（予定）
- 契約締結　令和９年３月下旬

## ６　応募手続きに関する事項

（１）説明会の開催

ア　開催日時

令和８年12月18日（金）　午後２時～４時（予定）

イ　開催場所

大阪市旭区大宮５丁目13番　学校法人常翔学園構内

ウ　申込方法

「説明会参加申込書」（様式１）を下記９の提出先まで提出すること。持参のほか、Ｅメールによる申込を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、説明会に参加できないことがある。

※Ｅメールによる申込の場合は、件名に【説明会申込：サンフランシスコケーブルカー譲渡】と明記すること。

エ　申込期限

令和８年12月11日（金）午後５時まで（必着）

※事前申込のない者は、説明会への参加は認めない。

※電話や口頭での申込は受け付けない。

（２）質問の受付・回答

ア　受付期間

説明会終了後から令和９年１月６日（水）午後５時まで（必着）

イ　提出方法

本案件に係る質問は、「質問書」（様式２）に箇条書きで記載し、下記９の提出先まで提出すること。持参のほか、Ｅメールによる提出を可とするが、Ｅメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Ｅメールによる提出の場合は、件名に【質問：サンフランシスコケーブルカー譲渡】と明記すること。

※電話や口頭（説明会含む。）での質問は受け付けない。

ウ　回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和９年１月15日（金）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（３）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア　提出書類

【単独法人等】

（ア）公募型企画競争方式参加申請書（様式３－１）
（イ）公募型企画競争方式参加申請にかかる誓約書（様式５）
（ウ）設置完了日から５年間展示することの誓約書（様式８）
（エ）使用印鑑届（様式６）
（オ）印鑑証明書【申請時点で発行から３カ月以内のもの：原本】
（カ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
（キ）履歴事項全部証明書及び定款（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（ク）直近１カ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（ケ）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３（その３の２、その３の３でも可））【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（コ）直近３カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

【共同事業体】

（ア）公募型企画競争方式参加申請書（様式３－２）
（イ）共同事業体届出書兼委任状（様式４）
（ウ）公募型企画競争方式参加申請にかかる誓約書（様式５）
（エ）設置完了日から５年間展示することの誓約書（様式８）
（オ）使用印鑑届（様式６）　※代表構成員のみ
（カ）印鑑証明書【申請時点で発行から３カ月以内のもの：原本】
※代表構成員のみ
（キ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
（ク）履歴事項全部証明書及び定款（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（ケ）直近１カ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（コ）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その３（その３の２、その３の３でも可））【申請時点で発行から３カ月以内のもの：写し可】
（サ）直近３カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
（シ）共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※（ウ）（エ）及び（キ）～（サ）は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※（ケ）及び（コ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

イ　提出期限

令和９年１月22日（金）午後５時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記９のＥメールあてに、件名に「参加申請：サンフランシスコケーブルカー譲渡【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ　提出方法

提出期限までに下記９の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ　参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和９年１月29日（金）（予定）に様式３－１又は３－２に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（４）企画提案書類の提出

ア　提出書類

（ア）公募型企画競争方式企画提案書（様式７－１（単独法人等用）又は７－２（共同事業体用））

（イ）以下の項目が記載された事業計画書（様式自由）

※内容は、仕様書の記載を踏まえたものとすること。

※Ａ４判両面印刷20ページまで（表紙や目次は制限ページ数に含まない。）で、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。

※各項目において重要な部分はアンダーライン等で強調してもよい。

①本案件に対する実施方針

◆本物件の価値を未来へ継承していくことの意義

◆創意工夫した点・強みを活かした点及びそれらの点を②のどの部分に反映したか

②本案件の実施方法、手法等

◆本物件の引取・展示・活用（修理や改造を含む。）の内容及び設置後５年間の工程

◆「歴史的車両としての希少性」の観点からの本物件の価値を一般人が体感できる展示・活用の方法

◆「交流記念物としての史料性」の観点からの本物件の価値を一般人が体感できる展示・活用の方法

◆「展示物としてのデザイン性」の観点からの本物件の価値を一般人が体感できる展示・活用の方法

③本案件にかかる実施体制

◆展示・活用（修理や改造を含む。）に必要な知見・技術等と、当該知

見・技術等を有する人員がどのように関与するか
◆過去に実施した産業遺産等の展示・活用の実績

（ウ）所在地から本物件を収去させる工程が記載された引取計画書（様式自由）

イ　提出部数

正本（上記６（４）ア（ア）・（イ））：１部（記名したもの）
副本（上記６（４）ア（ア）・（イ））：５部
※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ　提出期限

上記６（３）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和９年２月５日（金）午後５時まで（必着）

エ　提出方法

提出期限までに下記９の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## ７　選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、本市において譲受人候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

### （１）プレゼンテーション審査

ア　実施日時

令和９年２月22日（月）（予定）
詳細は、上記６（３）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ　実施場所

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所（予定）
詳細は、上記６（３）エの参加資格審査結果通知に記載する。

ウ　内容・方法等

◆参加者が行うプレゼンテーションは、上記６（４）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
◆１者あたり30分程度（うち説明20分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は１者あたり３名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。
※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。
※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（２）選定基準・方法

| 評価項目 | 内容 | 配点 |
|---|---|---|
| ①理解度 | 本案件の趣旨に合致した提案となっているか | 10 |
| ②創意工夫 | 本案件の趣旨を実現するための創意工夫がされているか | 10 |
| ③歴史的車両としての価値継承 | 「歴史的車両としての希少性」の観点からの本物件の価値を未来へ継承できる提案となっているか | 20 |
| ④交流記念物としての価値継承 | 「交流記念物としての史料性」の観点からの本物件の価値を未来へ継承できる提案となっているか | 20 |
| ⑤展示物としての価値継承 | 「展示物としてのデザイン性」の観点からの本物件の価値を未来へ継承できる提案となっているか | 20 |
| ⑥実現性 | 提案を実現できる余裕のあるスケジュールとなっているか | 5 |
| ⑦遂行能力 | 提案遂行に必要な知見・技術等を有する人員を適切に配置しているか | 10 |
| ⑧過去の実績 | 過去に産業遺産等の展示・活用といった類似の実績があるか | 5 |
| 合計（１委員あたり） | | 100 |

ア　上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を譲受人候補者として選定する。

イ　全委員の合計点が最も高い提案者が２者以上の場合は、次の（ア）から（エ）の順に評価する。

（ア）「③歴史的車両としての価値継承」、「④交流記念物としての価値継承」及び「⑤展示物としての価値継承」の合計点が最も高い提案者を譲受人候補者として選定する。

（イ）（ア）の合計点が最も高い提案者が２者以上の場合は、「⑦遂行能力」及び「⑧過去の実績」の合計点が最も高い提案者を譲受人候補者として選定する。

（ウ）（イ）の合計点が最も高い提案者が２者以上の場合は、「②創意工夫」の得点が最も高い提案者を譲受人候補者として選定する。

（エ）（ウ）の得点が最も高い提案者が２者以上の場合は、くじ引きにより譲受人候補者を選定する。

ウ　全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、１委員でも評価点が60点未満であった場合又は①～⑦のうち１項目でも０点があった場合は、譲受人候補者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者を１の「合計点が最も高い提案者」とする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ　同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ　有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ　他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ　譲受人候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ　企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク　提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

（ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

（イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ　プレゼンテーション審査を欠席すること。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和９年３月上旬（予定）に様式３－１又は３－２に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

## ８　その他

（１）　企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（２）　採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（３）　全ての提出書類は返却しない。

（４）　提出された書類等は、審査・譲受人候補者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。

（５）　期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。

（６）　本公募型企画競争方式は譲受人候補者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の引取・展示・活用においては、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

（７）　譲受人候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、１委員でも評価点が60点未満であった場合又は７（２）選定基準・方法における評価項目①～⑦のうち１項目でも０点があった場合は、譲受人候補者として選定しない場合がある。

## ９　提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局国際交流部国際交流担当
住所：〒559-0034
　　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号　ATCビルO's（オズ）棟北館４階
電話：06-6615-3742
Ｅメール：ga0005@city.osaka.lg.jp
　受付については、午前９時から午後５時までとし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（令和８年12月29日から令和９年１月３日まで）及び月曜日から金曜日の午後０時15分から午後１時までを除く。